

幼児教育・保育無償化制度に伴う【利用料】償還払いの手続きについて

幼児教育・保育無償化制度に伴う利用料に対する償還払いについて、下記のとおりご案内します。施設様には、新たな事務が発生いたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 幼児教育・保育無償化に伴う利用料償還払いの手続き方法について

- ① 利用者が施設へ利用料を支払う。
- ② 施設から「提供証明書」及び「領収証」を利用者へ発行。
- ③ 利用者から必要書類を施設へ提出する。(四半期ごと)
- ④ 施設から市へ必要書類を提出する。
- ⑤ 市から保護者の口座に直接無償化対象額を支払う。

※無償化の対象となるのは保育料のみです。その他の費用においては実費負担となります。

2 必要書類について

- ① 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内訳書 (第59号様式)
- ② 施設等利用費請求書 (償還払用) (第52号様式)

※別紙参照

3 施設にやっていただくこと

(1) 必要書類の交付

次の書類を施設さんから利用者へ交付してください。

- ① 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内訳書 (第59号様式)

上記様式は月ごとでの発行になりますが、四半期ごとでの請求となるため、3月分まとめて発行し、②の様式と併せて、保護者へ交付していただくようお願いいたします。

(2) 必要書類の提出

(1) で交付した請求書等を回収し、市へご提出ください。

なお、他の施設(一時預かり事業等)を併用して利用した場合においても、認可外保育施設で取りまとめた上で、ご提出いただきますようお願いいたします。**幼稚園との併用の方は、幼稚園に提出をするように促してください。**

※長期休業中においては、保育園の一時預かり事業との併用する園児が多いかと思いますが、ご協力ください。

4 スケジュールについて

	利用期間	必要書類の発行・交付	請求受付期間	保護者への支払い
①	10・11・12月分	1月中旬	2月上旬	2月下旬
②	1・2・3月分	4月中旬	5月上旬	5月下旬
③	4・5・6月分	7月中旬	8月上旬	8月下旬
④	7・8・9月分	10月中旬	11月上旬	11月下旬

※詳しい提出期限等については、別途ご連絡いたします。

5 保護者への案内について

別紙のとおり。

6 その他

償還払いの手続きの取りまとめ等を会社規定等により行うことができない場合は、別途蒲郡市子育て支援課(Tel0533-66-1107・1108)までご相談ください。